

《横浜市》新制度の入園手続きに関する Q&A

Q1 新制度では入園手続きはどう変わりますか？

A1 新制度での手続きについては、これまでの入園手続きと時期や流れが大幅に変わるわけではありませんが、横浜市から1号の支給認定証の交付を受ける必要があります。認定申請書については、内定後（11月1日以降）、幼稚園よりお渡しします。

Q2 支給認定証とはどのようなものですか？

A2 支給認定証は、保護者からの申請により、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することを、横浜市が認定した証明書です。支給認定証には保護者や対象児童の指名、住所、認定区分、認定有効期間等が記載されています。

Q3 横浜市の支給認定手続きは具体的にどのようなになるのですか？

A3 内定後に、支給認定の申請書等をお渡ししますので、必要事項を記載していただき、園へ提出していただきます。園を通じて横浜市に提出し、横浜市が申請内容及び必要書類等を確認したうえで、保護者へ支給認定証を交付します。

Q4 認定申請書の提出は毎年必要ですか？

A4 有効期間は就学前までになるので、毎年提出していただく必要はありません。

Q5 1号認定を受けて幼稚園、認定こども園を利用開始後、横浜市外へ転出する場合はどのような手続きが必要ですか？

A5 横浜市から転出し、利用を止める場合には、「認定変更（変更・取消）申請書」、「利用施設変更届出書（1号用）」を施設のある区の区役所こども家庭支援課へ提出し、横浜市から交付された支給認定証を返還してください。

横浜市外へ転出後も引き続き園を利用し続ける場合は、「認定変更（変更・取消）申請書」を提出し、横浜市から交付された支給認定証を返還し、転入した市区町村で新たに認定を受けていただくことで、利用を続けることができます。

Q6 横浜市外に住んでいますが、入園をしたいのですが？

A6 内定後、お住まいの市の支給認定申請書を施設に提出してください。お住まいの市から、認定証が交付されましたら、そちらをお持ちの上、園にお越しください。重要事項等をご説明し、契約を結んでいただいた後、利用していただくことができます。

Q7 幼稚園と保育所等を併願する予定です。どのような手続きをすればよいですか？

A7 幼稚園が内定した時点で、施設から認定申請書を受け取り、併願欄にチェックを入れ、必要事項を記入後施設に提出してください。保育所等については、お住まいの区役所に、申請してください。申請書は、区役所や行政サービスコーナーに置いてあります。